

むなかた P a y 利用規約

〔使用期間 令和6年7月1日～令和6年12月30日〕

むなかた Pay 利用規約（以下「本規約」といいます。）は、宗像市商工会（以下「発行者」といいます。）が、株式会社まちのわ（以下、「受託者」といいます。）に業務を委託して発行、販売、決済及び換金（以下、単に「発行等」といいます。）するむなかた Pay（以下、単に「商品券」といいます。）の利用に関し、商品券の保有者及び保有希望者（以下、「利用者」といいます。）の遵守事項及び発行者と利用者との間の契約の内容（権利義務関係）を定めるものです。

受託者は発行等業務のうち電磁的方法による記録、その他商品券の発行等にかかるシステム（以下、単に「システム」といいます。）構築及び運行等を自らが提供する「プレミアム付き電子商品券システム」を利用して行います。

（定義）

第1条 本規約において使用する用語の定義は以下の通りとします。

用語	定義
1. むなかたPay （「商品券」）	発行者が、受託者に業務委託して、発行等する電磁的方法により記録される前払い式支払い手段（商品券）であって、その発行等は、本規約及び発行者が別に定める条文等に従い、利用者が自らのスマートフォンにダウンロードした本アプリにより読み込むことができる形でシステム上にコインが登録され、利用者が本アプリにより取扱店において QR コードを読み取り、取扱店の確認の下、利用するコイン数を入力することによりコイン利用が可能となる仕組みによるもの。
2. 利用者	自らのスマートフォンに商品券アプリをダウンロードし、商品券アプリを利用できる商品券の保有者及び保有希望者である個人。
3. 取扱店	発行者から指定を受け、利用者との間で自己が指定した対象商品等（商品やサービス、発行者が規約で認めるものに限る。）について商品券を使用した取引を行う個人又は法人。
4. 商品券使用取引	利用者が取扱店において、商品券のコインと引き換えに、対象商品等を購入、借受又はサービスの提供を受ける取引。
5. 本アプリ	利用者が商品券の発行を受け、利用する目的で利用者のスマートフォン上で使用するアプリケーションソフトウェア。

（契約の成立）

第2条 利用者が商品券の発行申込み手続きを行った場合、本規約に基づく発行者と利用者との間の契約は成立したものとみなされます。利用者は、本規約の定める条件にしたがって、商品券使用取引を利用しなければなりません。

（商品券の発行申込み、発行、販売）

第3条 利用者は、本アプリに利用者の最新かつ正確な情報を登録又は本アプリにある利用者の情報を最新かつ正確な情報に更新したうえで、本アプリを通じて発行者に対し商品券の発行を申し込むことができます。但し、スマートフォンの状態、通信環境等によっては、アプリのダウンロード、発行申込みができない場合があります。なお、利用希望者が未成年者の場合は、保護者確認の下に限り申し込みができるものとします。

2 発行者は、利用者による前項、及び利用における本規約記載の同意事項（1）～（10）に従った商品券の発行申込みを承諾するときは、発行者が所定の販売方式に応じて当選者と当選者に販売付与するコイン数を確定させます。

- (1) 本アプリに登録されている利用者情報は、常に最新かつ正確な情報にすること。
 - (2) チャージ（入金）後は、いかなる理由であっても返金及び換金ができないこと。
 - (3) コイン残高及び使用期間は、本アプリで確認すること。
 - (4) 使用期間終了をもって未使用コインは失効すること。
 - (5) 商品券に関する発行者連絡は、本アプリで確認すること。
 - (6) 取扱店は、予告なく追加・変更・削除されること。
 - (7) 商品券の対象外となる商品・サービスがあること。
 - (8) コイン残高及び購入する権利を他人に譲渡又は転売できないこと。
 - (9) 商品券の購入期限が過ぎると購入する権利が失効すること。
 - (10) 未成年者が、商品券を購入する場合は、保護者確認の下で行うこと。
- 3 発行者は、システムを使用して所定の情報を入力し、利用者が、本アプリを利用してシステムに記録されたコイン数を読み取れるかたちで商品券を発行します（発行等にかかる業務は、受託者が開発、運営する「地域通貨プラットフォームサービス」を利用して行います、以下同じ。）。
 - 4 当選者が、コンビニエンスストアで当選した発行代金の払込完了後、発行者は、速やかに前項に従い、商品券を発行します。キャンセルなどが発生し、予定している販売総額に満たない場合は、再募集や再抽選等により購入できる場合があります。その通知及び当選者の決定は、発行者が適切と定める方法で行います。なお、発行者が当選者を決定するために行う抽選又は発行者が適切と判断する方法は、発行者が厳正に行うものであり、Apple Inc. 及び Apple Japan Inc. 並びに Google Inc. 及び Google Japan G.K. は関係しないものとします。
 - 5 利用者は、発行された商品券のコイン残高及び使用期限、利用履歴を自己の責任において本アプリにより確認するものとします。なお、本アプリで利用履歴を閲覧できる期間は、原則として商品券使用期間が終了した日の翌日から 60 日間とします。閲覧できる期間を経過した利用履歴は、本アプリより消去するものとします。
 - 6 商品券の発行、販売に要する、利用者のスマートフォンの通信料・接続料等は利用者が負担するものとします。

（商品券の利用）

第4条 利用者は、取扱店の確認の下、取扱店店頭にて保有するスマートフォンを提示し、取扱店におけるQRコードを読み取り、取扱店が提供する商品又はサービスの価額（含む消費税相当額を含む、以下「商品券取引相当金額」という。）に相当するコイン数を入力することで、利用者が保有するコイン残高から当該コイン数を減じる方法で、商品券を取扱店との間の商品券使用取引の決済に利用することができるものとします。なお、決済は上記一連の操作を相互で確認し、支払完了の表示を以って完了とします。利用者は、利用した取扱店から利用履歴の確認を求められた場合は、原則として自らのスマートフォン上にある本アプリより、利用した取扱店に該当する利用履歴を表示し、確認に協力しなければなりません。

提示する商品券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受けることはできません。但し、取扱店の判断により、不足額を現金又は取扱店の指定する方法により支払うことで商品やサービスを受けることができるものとします。

- 2 利用者は、事前にQRコードをキャプチャした画像、その他、本アプリ及びこれらに表示されるQRコードの複製物、複写物を提示する形での商品券の利用はできません。

- 3 利用者は、商品券使用取引の完了後、自己の責任において本アプリによりコイン残高及び利用履歴を確認するものとします。
- 4 利用者のスマートフォンがカメラの破損や正常に動作しない場合、商品券の利用ができない場合があります。利用者が所有するスマートフォンの設定、破損、故障等により商品券の利用ができない場合は、利用者自身で解決するものとします。
- 5 発行者は、商品券の使用期間中に取扱店の事情による商品券の取り扱い終了、緊急事態宣言等による営業活動の変更による商品券の利用制限の発生について、責任を負いません。

(通信料・接続料等)

第5条 商品券の発行申込み、発行、販売、商品券使用取引、付帯するサービス、機能の利用、発行者からの通知、利用者自らが行う通信及び通話に要する利用者のスマートフォンの通信料・接続料等は利用者が負担するものとします。

(商品券使用取引の取消し等)

第6条 利用者は、法令に基づき売買等の契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、取扱店との間で行った商品券使用取引を取消し、又は解除することができないものとします。但し、決済時に金額等の誤入力があった場合には、取扱店と利用者が確認のうえ、取扱店における店舗管理画面において取消ボタンを押すことで、誤入力分の決済を取消し、再度正しい金額等を入力することで誤入力に対処できます。

(払戻し)

第7条 利用者は、商品券の発行を受けた後は、いかなる理由があっても払戻しを受けることはできません。但し、天災地変その他これに準ずるやむを得ない事象によるものであると発行者が認めた場合は、この限りではありません。その場合、払戻しはコイン残高のプレミアム分を除いた金額は、例えばプレミアム率が20%の場合、 $\text{コイン残高} \times 100 \div 120$ (1円未満切り捨て) で計算されます。

(利用者の義務)

- 第8条 利用者は本アプリ及び商品券を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならないものとします。
- 2 利用者は、以下に定める行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本アプリ及び商品券を複製し、改変し、公衆送信すること
 - (2) 本アプリ及び商品券を偽造し、変造し、又は改ざんするなど、不正な方法により使用すること
 - (3) 違法又は公序良俗に反する目的で商品券の発行を受け、又は商品券使用取引を行うこと
 - (4) 申込みの際し、発行者に対し虚偽又は事実を反する事項を届け出ること
 - (5) その他本規約に反すること
 - 3 前項に規定するほか、商品券を不正に利用する行為(利用者その他発行者が不適切と判断する行為)を利用者が行った場合又はその恐れがあると発行者が認めた場合、発行者及び取扱店は、利用者による商品券の利用を認めない場合があります。また、利用者が前二項に違反し、スマートフォンを紛失し、その他の理由により商品券を第三者に利用されるなどして失った場合においても、発行者は一切の責任を負わないものとします。

- 4 利用者は、本規約に違反したことにより発行者又は取扱店に損害が生じたときは、当該損害額について一切の責任を負うものとします。
- 5 発行者は、本条に基づき実施した措置に基づき利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

(禁止事項)

第9条 利用者は、商品券使用取引に際して以下に記載する行為を行ってはなりません。

- (1) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為
 - (3) 本アプリ及び商品券を複製し、改変し、公衆送信する行為
 - (4) 申し込みの際、発行者に対し虚偽又は事実と反する申告をする行為
 - (5) 2項で定める商品券の対象外となる商品又はサービスに対する支払い
 - (6) 経営者が自身の経営する店舗の商品又はサービスに対する支払い
 - (7) 事業用の仕入、資産の購入など事業用の取引に対する支払い
 - (8) 商品券の使用期間開始前に提供された商品又はサービスに対する支払い
 - (9) 商品券の使用期間終了後に提供される商品又はサービスに対する支払い
 - (10) 新聞の定期購読代など契約により定期的な支払いが決まっている商品又はサービスに対する支払い
 - (11) 現金との交換又は引換え、出資や債務の支払い
 - (12) その他発行者が不相当と判断する行為
- 2 商品券使用取引において、以下の商品又はサービスは対象外とします。
- (1) 金券、商品券、ギフト券、ビール券、図書券、郵便はがき、切手、印紙、回数券、プリペイドカード等換金性の高いもの
 - (2) たばこ等法律で販売価格が決まっているもの
 - (3) 有価証券、保険商品等金融商品
 - (4) 金融機関での取引、振り込み、預け入れ
 - (5) 宝くじ、ギャンブル性のあるサービス、ゲームセンター
 - (6) 家賃・地代、不動産取引、駐車場料金等契約により定期的に支払いが決まっているもの
 - (7) 医療費（医療保険適用のある診察代、薬代、介護保険等）
 - (8) 税金
 - (9) 公共料金（電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、通信料、乗車券、定期券等）
 - (10) 振込用紙による支払い、換金性の高いもの、公序良俗に反するもの等
 - (11) 特定の宗教や政治団体と関わるもの、公序良俗に反するもの
 - (12) 会費、組合費、共済に類するもの
 - (13) 消費喚起がみこまれないもの、商品券の趣旨にそぐわないもの、発行者が不適切と判断するもの
- 3 発行者は、利用者が第1項に違反した場合、又は反していると疑われる場合、事前に利用者に催告その他何らの手続きを要することなく、以下のいずれか又は全ての制裁措置をとることができます。
- (1) 本契約の解除
 - (2) その他、発行者が必要かつ適切と判断する措置

(使用期間)

第10条 商品券の使用期間は、発行者が本アプリに表示するほか、必要に応じて発行者が本アプリの通知機能、又は適切と判断する方法により通知するものとします。

(個人情報等の取扱い)

第11条 発行者は、商品券の発行又は利用にあたり取得した利用者の個人情報の利用・管理・共同利用等について、以下のとおり適切に取り扱うものとします。但し、法令による個人情報開示請求を受けた場合は、法令に基づき個人情報を開示します。

- (1) 個人情報とは、商品券の発行又は利用に際し発行者が提供を受けた、氏名、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）をいいます。
- (2) 商品券の発行及び利用に関し取得した利用者の個人情報は、以下の目的にのみ利用します。
 - ①商品券の運営及びサービス提供
 - ②サービス内容の充実、改善、新サービス提供を目的とした分析
 - ③電子メール等の通知手段による情報発信
 - ④利用者からの問い合わせ等に対する適切な対応
 - ⑤個人を特定できない形の統計情報として使用
 - ⑥その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- (3) 発行者は、利用者から取得した個人情報を、下記②に定める目的で、下記③に掲げる者と共同して利用します。
 - ①共同して利用される個人情報の項目
発行者が商品券のサービスに関連して取得した利用者の個人情報
 - ②利用目的
利用者からの商品券の発行・管理のためのシステムに関する問い合わせ、相談、クレームへの対応、及び同システムの適切な運営管理・利用者による商品券の発行・管理のためのシステムの利用の分析、新規サービスの開発、既存サービスの改善等
 - ③共同して利用する者の範囲
受託者、発行者から認められた受託者が業務を委託する者（以下、「再受託者」といいます。）

(反社会的勢力の排除)

第12条 利用者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、確約します。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」）であること
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴

力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 発行者は、利用者が前各項の確約に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、利用者の保有する商品券の残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、発行者は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

4 前項の場合、当該利用者の保有する商品券残高は失効するものとし、払戻しはしません。

(商品券の使用取引の中止等)

第13条 発行者は以下の各号に掲げる事由が生じたとき、及び発行者の裁量によって、利用者に対し事前通知することなく、いつでも商品券使用取引の内容の全部又は一部を変更、停止、又は中止をすることができるものとします。

(1) 発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害事変等やむを得ない事由によりシステムを利用することができない場合

(2) システムの保守・点検等によりシステムを停止する必要がある場合

(3) 利用者が本規約に違反し、又は違反したおそれがある場合

(4) 利用者が商品券を違法若しくは不正に入手、利用した場合、又はそのおそれがある場合

(5) 商品券の利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合

2 発行者及び取扱店は、本条に基づき実施した措置に基づき利用者に損害が生じた場合も、一切の責任を負わないものとします。

(本規約の変更)

第14条 発行者は、その合理的な裁量により、本規約を変更できるものとします。発行者が、本規約を変更した場合には、かかる変更及び変更内容を発行者所定のウェブサイト等への掲載その他発行者が適切と判断する方法により、利用者に告知するものとします。当該告知に別段の記載がない限り、変更後の規約は、かかる変更が記載されたときから1週間後に有効となるものとします。変更後の規約が有効となった後、商品券使用取引を利用した場合、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなされます。

(本アプリの管理)

第15条 利用者は、本アプリを適切に管理し、これを貸与、譲渡等してはなりません。

2 利用者の本アプリを用いて行われた行為は、利用者本人の行為とみなされ、利用者はかかる行為の結果について責任を負うものとします。

(責任の制限等)

第16条 発行者は、商品券使用取引の提供に関し、利用者に対して、逸失利益、その他特別の事情による損害の賠償責任を負いません。これは、発行者がかかる特別の事情の発生の可能性を通知され、又は知るべきであった場合であったか否かに関わりません。

2 発行者は、天災地変、公衆衛生上の地域における疫病の蔓延、戦争・内乱・暴動・社会情勢の変化・法令の改廃、制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力、その他技術上又は運営上の判断等の理由により、商品券の発行及び管理に関する業務の全部又は一部を終了することがあります。この場合、所定のウェブサイト等において掲載することにより利用者に周知する措置を講じます。

(分離可能性)

第17条 本規約のいずれかの条項の全部又は一部が、消費者契約法その他法令等により無効とされた場合であっても、本規約の他の条項はなお効力を有するものとします。

(連絡、通知)

第18条 利用者は、発行者に連絡をする場合、発行者所定のコールセンターへ連絡を行うものとします。

2 発行者から利用者に対する連絡は、本アプリ又は商品券にかかるウェブサイトへの掲示、その他、発行者が適切と判断する方法により行います。

(準拠法及び管轄裁判所)

第19条 本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(免責)

第20条 発行者、受託者及び再受託者の責によらない通信機器、回線もしくはコンピューターやシステム等の障害、又は天災地変、公衆衛生上の地域における疫病の蔓延、戦争・内乱・暴動、社会情勢の変化等やむを得ない事由により、商品券の発行を休止又は停止する必要があることを利用者はあらかじめ承諾するものとします。また、この場合において、利用者に逸失利益の消失を含む損害が発生しても、発行者、受託者及び再受託者は、その損害に対する措置や賠償責任を負いません。

以上

(別表)

令和6年度 むなかつ Pay 発行要綱

宗像市商工会（以下、単に「発行者」という）は以下の要綱で使用期間が令和6年7月1日から令和6年12月30日までのむなかつ Pay（以下、単に「商品券」という）を発行、販売、決済及び換金する。

項番	項目	内容
1	発行方式	発行者が、電磁的方法により記録される前払式支払手段として発行する。
2	業務委託	発行者は、株式会社まちのわに発行、販売、決済及び換金業務にかかるシステム構築及び運行、データ管理及び測定を委託し、株式会社まちのわが提供するシステム〔地域通貨プラットフォーム〕を利用して行う。
3	発行総額	12億コイン（コインとは発行単位の名称で1コイン=1円、プレミアム無償付与分を含む）
4	販売総額	10億コイン（プレミアム無償付与分を含まない）
5	プレミアム率	20%
6	商品券区分	券種：全店共通券、中小店専用券 使用：全店共通券は全ての取扱加盟店を対象とし、中小店専用券は大型店を除く取扱加盟店を対象とする。
7	加盟店区分	大型店：店舗面積が1,000㎡以上の小売店舗、ショッピングセンター、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、家電量販店に該当する業種の店舗 中小店：大型店以外の店舗
8	申込期間	【一次】市民限定販売〔抽選方式による予約販売〕令和6年6月7日～令和6年6月26日 【二次】一般販売〔先着方式による予約販売〕令和6年7月10日～令和6年7月26日 【三次】一般販売〔先着方式による予約販売〕令和6年8月1日～令和6年8月26日 【四次】一般販売〔先着方式による予約販売〕令和6年9月2日～令和6年9月26日 【五次】一般販売〔先着方式による予約販売〕令和6年10月1日～令和6年10月26日 ※一般販売は市民及び市外在住者向け販売 ※完売しだい販売終了
9	販売期間	【一次】市民限定〔抽選方式による予約販売〕令和6年7月1日～令和6年7月7日 【二次】【三次】【四次】【五次】一般販売〔先着方式による予約販売〕申込完了後3日間 ※販売総額に満たない場合は発行者の判断により再度販売を行う。
10	使用期間	令和6年7月1日～令和6年12月30日
11	申込者	商品券の保有希望者であって、自らのスマートフォンに商品券アプリをダウンロードし、商品券アプリを利用できる個人
12	商品券の申込、販売、払込方法	申込者は、商品券アプリを通じて、各販売ごとにプレミアム無償付与を除き10,000コインを下限、100,000コインを上限に10,000コイン単位で申し込む。 【一次】申込み・抽選方式 ◇宗像市民限定で募集し、申込み額が販売額を超えた場合は抽選を行う。抽選は、申込者に対してランダムに1から整数を順に付番し、申込額を1番から順に加算して申込総額が販売総額以下となる申込者を当せん者とする。 ◇当せん者は、コンビニエンスストアで当せんしたコイン数（プレミアム無償付与分を除く）と同数の金額（1コイン=1円）をチャージする。 ◇当せん者が期限までに払込を行わない場合には、当せん者の権利は失効する。 【二次】【三次】【四次】【五次】申込み・先着順方式 ◇宗像市民及び市外在住者に募集し、申込みが受け付けされた購入確定者は、コンビニエンスストアで当せんしたコイン数（プレミアム無償付与分を除く）と同数の金額（1コイン=1円）をチャージする。 ◇申込期限まで募集総額に満たない分は申込みを改めて受け付け、申込み先着順に当せんとする。申込期限内であっても申込み総額分の払込みがなされた時点で申込み受け付けを終了する。 ◇当せん者が期限までに払込を行わない場合は、当せん者の権利は失効する。 販売期間終了後、販売総額に満たない場合は発行者の判断により再度販売を行う。
13	利用者	商品券を利用する目的で当せんしたコイン数をチャージし、プレミアム率が付与されたコインを有する当せん者

14	払戻し	利用者は、チャージを受けたコインは、いかなる理由であってもコインの払戻しを受けることができない。
15	取扱店、利用(利用者による取扱店への提示)期間	利用者は、発行者から指定を受けた取扱店(利用者との間で自己が指定した対象商品等(発行者の規約で認めるものに限る)について商品券を利用した取引を行う個人事業者及び法人)で商品券を利用できる。利用期間終了を持って未使用コインは失効する。
16	決済方法	<p>◇利用者は、取扱店の確認の下、取扱店店頭に備えられたQRコードを自ら保有するスマートフォン上の商品券アプリにより読み取ることで取扱店を認識し、取扱店が提供する商品又はサービスの価額(含む消費税相当額、以下「商品券取引相当金額」という)に相当するコイン数を減じて決済する。取扱店は、利用者が行う決済に係る上記一連の操作を確認する。なお、決済は利用者と取扱店相互で確認し、支払完了の表示を以って完了とする。</p> <p>◇提示する商品券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受けることはできないものとする。ただし、取扱店の判断により、不足額を現金又は取扱店の指定する方法で支払うことにより、商品やサービスを受けることができるものとする。</p>
17	換金	<p>◇商品券取引相当金額の換金は、発行者が定めた方法により、取扱店が指定した預金口座に振り込む。</p> <p>◇振込手数料は取扱店の負担とする。ただし、取扱店の指定した預金口座が筑邦銀行本支店又は福岡県信用組合本支店の場合は振込手数料の負担が生じないものとする。</p> <p>◇換金は商品券発行以降の毎月末日24時における取扱店毎の未換金分商品券取引相当金額(*1)から振込手数料及び本会非会員は換金手数料を差し引いた額を翌月10日(当該日が休日の場合は翌営業日)に振り込む。ただし全店共通券、中小店専用券各々の合計金額が1万コインを超えるまで振込みは行わず、1万コインを超えるまで繰り越す。換金最終回(使用期間令和6年12月1日～同年12月30日)に限り、発行者が振込手数料を負担し、令和7年1月15日に振り込む。</p> <p>◇換金額の手数料等明細は株式会社まちのわが提供するシステムで確認し、システムの表示画面を以って証憑とする。よって、システムの表示画面以外は明細書等を発行しない。</p> <p>*1 商品券取引金額相当額は発行者が別に定める取扱店利用規約の第3条第6項に基づき取消し又は解除された商品券使用取引に係る商品券取引金額、第6条第2項又は第4項に従い支払を要しない商品券取引金額、第6条第3項に基づき差引きを要する場合の差引金額の合計額を控除した残額とする。</p>
18	禁止事項	商品券の複製、複写、他人への譲渡、商品券にかかるシステム上の履歴の改竄、偽造など発行者が不正と判断する行為。
19	コールセンター	<p>電話番号：0120-200-609</p> <p>期間：令和6年5月1日～令和7年1月31日 令和6年12月31日～令和7年1月3日除く</p> <p>時間：09:00～19:00</p>

以上